

平成27年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	松江	08 その他(共通)	03 その他	松江市の中核市移行に伴う、現在の松江保健所の体制について	<p>中核市は、保健所を設置することが法律で定められていますが、現在、松江市内には島根県が設置している松江保健所があり、松江市と安来市を管轄されています。</p> <p>松江市が中核市に移行すると、松江市域を管轄する保健所は松江市が設置することになり、島根県は安来市域を管轄する保健所を引き続き設置する必要があると思います。</p> <p>松江市内に2つの保健所を設置するより、安来市に保健所を設置した方が、市民サービスの向上や事業所等の業務の効率化が図れますので、安来市の設置を是非とも検討していただきたいと考えます。</p>	<p>【制度概要、経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中核市は、人口規模や行政能力に応じて、一定の権限をまとめて委譲する都市制度のひとつで、保健所の設置も必要となります。</li> <li>・この度、制度改正があり、人口要件が30万から20万に引き下げられ、県内では、松江市が要件を満たすことになりました。</li> <li>・松江市では、「中核市移行に関する基本的な考え方」を策定され、パブリックコメントを実施されたところで、平成30年4月1日の中核市への移行を目指しておられます。</li> <li>【安来市域を管轄する保健所の設置】</li> <li>・設置にあたっては、松江市民へのサービス向上と、安来市民にとって現在の保健所が担っている行政サービスの内容や機能の維持を両立させるという観点からの検討が必要です。</li> <li>・具体的設置手法については、こうした視点や複数の保健所を設置することの効率面も踏まえつつ、安来市のお考えもお聞きしながら、松江市と協議を進めます。</li> </ul>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年10月 松江、安来両市長から、保健所は県と松江市による共同設置が適切との要請があり。</li> <li>・平成27年10月 「中核市移行に係る県・市連絡会議」を設置し、共同設置に関する課題について、検討を開始。</li> </ul> <p>【共同設置制度の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県と松江市から職員を配置し、県と松江市の共通の機関となる。</li> <li>・安来市域は知事の責任と権限で、松江市域は松江市長の責任・権限で事務執行</li> </ul>	健康福祉総務課	安来第一病院	8月4日
2	松江	05 児童・家庭施策 02 地域医療対策	01 少子化対策・子育て支援 02 医療従事者	<p>1. 子育て支援に助産師の活用 2. 離職防止</p>	<p>(1について)</p> <p>現在、助産師会では、「子育て女性健康支援センターしまね」として、年中無休の電話相談、ベビーマッサージ講座、産後ママの復職セミナー、孫育て講座等、子育て支援活動をしています。</p> <p>「イクジイ」が最近言われていますが、孫育て講座は、特に地域ぐるみの孫育てを目標にし、自分の孫だけでなく、他孫(たまご)育てもして、お母さんを楽にする子育て支援を取り組んでいます。</p> <p>是非、この分野でも助産師の活用を期待します。</p> <p>(2について)</p> <p>助産師としてのモチベーションが維持できるよう、燃えつき症候群にならないよう、各職場が働きやすくなることを望みます。</p>	<p>(1について)</p> <p>妊娠期からの切れ目のない育児相談・支援体制の充実に向け、昨年度検討会を立ち上げています。この検討会には助産師会からも委員として参画いただいておりますので、ご提案いただいた取組について関係者にご紹介いただき、産後及び育児期の家庭の支援の一つとして検討していきたいと思います。【健康推進課】</p> <p>(2について)</p> <p>助産師を含む医療従事者の離職防止や医療安全の確保を目的に医療機関が自主的に行う勤務環境改善に向けた取組を支援する拠点として、4月に、島根県医療勤務環境改善支援センターを医療政策課内に設置したところです。</p> <p>今後、病院管理者等に対する個別支援業務や普及・啓発活動を通じて、①医療従事者の働き方・休み方等の改善②医療スタッフの健康支援③働きやすさのための環境整備④働きがいの向上対策などの取組を支援していきます。</p> <p>【医療政策課】</p> <p>地域が一体となって子育てを応援していく環境を整えることは喫緊の課題と考えています。とりわけ本県においては、高齢者の皆さんのお力を活用することは重要と考えており、こうした観点から、ご提案についても検討していきたいと思います。</p> <p>【青少年家庭課】</p>	<p>(1について)</p> <p>妊娠期からの育児相談・支援体制検討会において助産師会からご提案いただいた取組について関係者にご紹介いただきました。産後及び育児期の家庭の支援の一つとして市町村等にも紹介しています。【健康推進課】</p> <p>[2について]</p> <p>助産師を含む医療従事者の離職防止や医療安全の確保を目的に医療機関が自主的に行う勤務環境改善に向けた取組を支援する拠点として、昨年4月に、島根県医療勤務環境改善支援センターを医療政策課内に設置したところです。</p> <p>今後も、病院管理者等に対する個別支援業務や普及・啓発活動を通じて、①医療従事者の働き方・休み方等の改善②医療スタッフの健康支援③働きやすさのための環境整備④働きがいの向上対策などの取組を支援していきます。</p> <p>【医療政策課】</p> <p>子育て支援における高齢者の活用については現在検討中です。</p> <p>助産師会については、引き続き、研修会講師等、ご協力いただき、連携して取組を進めさせていただきたいと考えています。【青少年家庭課】</p>	青少年家庭課 健康推進課 医療政策課	島根県助産師会	8月4日
3	松江	02 地域医療対策 04 高齢者施策	01 医療提供体制 01 介護保険制度	地域医療への説明	<p>・地域包括ケアのシステム</p> <p>全国で地域医療の取り組みに入っています。各総合病院では地域医療連携推進委員会も立ち上がり、自治会、消防、医師会、看護局、薬局、患者等であらゆる方面から地域との関わり方を模索しています。</p> <p>これは、県民の声と理解が必要だと思います。</p> <p>医療、行政側では、しっかりとした理解の元に進んでいるとは思いますが、肝心の住民側は「地域包括ケア」のシステムすら理解できていません。</p> <p>住民の役割がどこにあるのか、そして、どう協同していくのか、もう少し丁寧な説明が必要だと感じます。</p> <p>地域医療の最前線に立つ開業医の医師は、総合診療医専門的に関わって下さいますが、どうしても専門医の資格を取られる方が多いのではないかと、地域医療を進めるには総合医療への方向性もアピールしていく必要があるのではないかと思います。</p>	<p>(丁寧な説明)</p> <p>新聞やテレビ、県の広報等も活用し、これまで、かかりつけ医を持っていただくことの重要性などPRをしてきましたが、今後も様々な機会をとらえて、住民への丁寧でわかりやすい説明をしていきたいと考えています。</p> <p>(総合診療)</p> <p>高齢化が進展する中、さまざまな疾患に幅広く対応できる総合診療医は、その必要性が高まっていくため、総合診療医の育成を進めることが必要です。</p> <p>県では、総合医・家庭医育成ネットワークを島根大学地域医療支援学講座に設置し、その育成を支援しています。</p> <p>また新たな専門医制度においては新たな領域として総合診療専門医が設けられることとなっています。</p> <p>今後とも一人でも多くの医師に総合診療に関わっていただけるよう働きかけていきます。</p>	<p>(丁寧な説明)</p> <p>新聞やテレビ、県の広報により、地域包括ケアや在宅医療、かかりつけ医の重要性等についてPRしています。</p> <p>また、国に対しても、社会保障制度改革や医療のあるべき姿について、国民に十分な説明を行うよう求めました。</p> <p>引き続き、様々な機会をとらえて住民への丁寧で判りやすい説明をまいります。</p> <p>(総合診療)</p> <p>県では、総合医・家庭医育成ネットワークを島根大学地域医療支援学講座に設置し、その育成を支援しています。</p> <p>また、県の医師採用制度を活用して、総合診療医を目指す医師を雇用し、県立中央病院で研修を行い、地域医療機関へ派遣することとしています。</p> <p>さらに、新たな専門医制度においては新たな領域として総合診療専門医が設けられることとなっています。</p> <p>今後とも一人でも多くの医師に総合診療に関わっていただけるよう取り組んでいきます。</p>	医療政策課	ハートフルサロン (当日欠席)	8月4日

平成27年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
4	松江	03 地域保健対策	03 肝炎施策	<p>1. 市町において、ウイルス検査未受検者・医療機関を受診していない要診療者の実態を調査し、推進目標値を決めて、計画的に対策を取っていただきたい。</p> <p>2. 市町の特定健診や職場検診で、ウイルス検査が進むよう、医療機関や関係機関に協力を要請していただきたい。</p> <p>3. 肝炎ウイルス検査、陽性者が診療に結びつくよう、市町の広報活動を強化していただきたい。がん検診を呼びかける広報に肝がんを加えていただきたい。</p>	<p>1. 県は、肝炎ウイルス検査未受検者のうち、未発見の感染者数を半減するとの目標をたて（H25年、推定：約7,000人を5年後には3,500人以下に）、対策に取り組んでおられる。 ①市町においても目標値を定め、県の計画を裏付ける対策を取っていただきたい。 ②同時に、陰性でありながら医療機関にかかっていない人が多数あることから、実態を把握し、目標値を定め、陽性者が確実に医療機関に結びつき、早期治療を受けられるよう、対策を取っていただきたい。</p> <p>2. ほとんどの市町の特定健診では、ウイルス検査を無料で受けることができるが、オプションのため、受検を希望する人が限られている。 ③特定健診を行う医療機関で、積極的にウイルス検査を勧めるよう協力を要請していただきたい。 ④職場検診者のウイルス検査受検率が極めて低いため、職場検診にウイルス検査を加えていただくよう、関係機関に要請していただきたい。</p> <p>3. ⑤市町の特定健診のお知らせに、ウイルス検査が無料で受けられることを明記していただきたい。 ⑥がん対策の広報が5大がんに限定されているため、肝がんを加えていただきたい。 ⑦松江市で駅前チラシ配布、出雲市で市民公開講座など取り組まれているが、全ての市町で啓発活動を強化していただきたい。</p>	<p>(1について) ①県では未発見者の目標値を立てて取り組んでいます。各市町村でも何らかの指標を利用するように要望したいと考えています。【薬事衛生課】 ②陽性者が専門医療機関を受診することが大切であり、フォローアップ事業などを通じて、早期受診を勧めていきます。【薬事衛生課】</p> <p>(2について) ③市町村が行うウイルス検査については、受検者数の拡大についてお願いをしているところですが、よりいっそう検査拡大を要請していきます。【薬事衛生課】 ④職場健診実施時に、併せて肝炎ウイルス検査ができるよう、事業主に対して広報や会議の場などで引き続き働きかけていきます。【健康推進課】</p> <p>(3について) ⑤肝炎検査と特定健診等の他の検診との同時実施ができることについて、チラシや受診券に掲載する等、既に各市町村において実施されています。今後も各市町村との検討の場において、よりわかりやすい周知をしていただくよう依頼していきます。 肝炎ウイルス検査は、肝炎や肝硬変、肝がんなどへの重症化を防止するために有効であることから、市町とも連携して、広報していきます。【健康推進課】</p> <p>⑥がんの予防は、健康的な生活習慣づくりや早期発見が重要であり、食生活改善、禁煙などの取組や正しいがん検診の知識等について、広報を実施しています。 がん検診については、検診の目的ががんを早期発見し、適切な治療を行うことでがん死亡を減少させることであるため、県としては、国が有効と認めたがん検診を各市町村で正しく実施することを支援しています。（肝がんにかかる検査は、国が有効と認めたがん検診ではないため、住民検診として推進していません。）【健康推進課】</p> <p>⑦効果的なイベントの実施などは、各圏域により実態が異なるため、地域の実情にあった広報を行うように働きかけます。【薬事衛生課】</p>	<p>(1、2③、3⑦について) 平成28年3月14日に開催した市町村・保健所担当者会議において、市町村に対し肝炎検査の無料化や、肝炎デーに合わせた広報を行うように依頼しました。【薬事衛生課】</p> <p>(2④について) 職場健診時に併せて肝炎ウイルス検査を実施していただくよう、地域・職域連携健康づくり推進協議会において、関係団体に周知を依頼しました。【健康推進課】</p> <p>(3について) ⑤市町村で特定健診と肝炎検査が同時に受けられることを、よりわかりやすく周知することなど、多くの方が受診されるよう、市町村担当者が集まる会議で依頼する予定です。【健康推進課】</p> <p>⑥引き続き、広報や会議の場などで働きかけていきます。【健康推進課】</p>	薬事衛生課 健康推進課	松江肝臓友の会	8月4日

平成27年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
5	松江	03 地域保健対策	02 難病施策		<p>これは松江圏域のみならず、全ての圏域へのお願いです。</p> <p>ALSは運動神経の異常から、全身の運動機能が障害される病気です。舌や口の周りの筋肉がおかされると呂律が回らなくなり、さらに呼吸筋の麻痺で肺活量が減り、ますます会話が聞き取りにくくなります。</p> <p>それを補うための福祉施策に「重度障がい者意思伝達装置」の給付があります。</p> <p>申請後、判定を経てから給付となるのですが、その間の病状の進行により、装置が届いたときには使えなくなったケースも聞いています。</p> <p>また、市町村によっては、給付の時期にばらつきがあるようです。</p> <p>障がい者手帳がなくても、特定疾患医療受給者証で給付可能なはずですが、</p> <p>会話が聞き取りにくくなってからでは、利用者が操作について確認したくても、聞きたい要点が相手に伝わらないこともあります。</p> <p>ALSは進行性の疾患ですから、給付後に操作スイッチが使えなくなることは多々あります。</p> <p>スイッチの不適合で高価な意思伝達装置が押し入れ行きとなったケースも見られます。</p> <p>スイッチの適合には、作業療法的評価と電子工学の知識が必要です。</p> <p>病院の作業療法士や大学の研究者が、仕事の合間にボランティアでサポートしているのが現状で、その活動にも限りがあります。</p> <p>患者側もどこへ相談すればよいのかわからない状態です。</p> <p>IT機器は年々進歩しています。意思伝達装置のソフトウェアやスイッチも様々な機器が開発され、その選択肢が多ければ多いほど患者の利便性も豊かになります。</p> <p>以上の観点から、次の提言をします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「重度障がい者意思伝達装置」の給付は速やかに。</li> <li>・市町村による給付にばらつきが無いよう指導して下さい。</li> <li>・各圏域に、もしくは東部（隠岐も含む）・西部に「難病ITサポートセンター」を設置。</li> <li>・意思伝達装置やスイッチの給付品目を拡大。</li> </ul>	<p>意思伝達装置は、補装具の一種であるため、心と体の相談センターで給付や適合の判定を行っています。この判定の際に、必ず事前にデモ機を試してもらい、その機械が適合しているか確認しています。こうすることで、利用者の方に適合したものが支給されるよう努めています。</p> <p>県内市町村における支給に要した日数を調査したところ、ご意見のとおり差がある状況を確認できました。長いものでは130日程度かかった例もありました。迅速な支給事務がなされるよう市町村に助言します。</p> <p>スイッチが、適合しなくなった場合には、修理という形で適合するものに交換できるので、市町村にご相談ください。</p> <p>給付品目の拡大については、補装具の支給は国による統一的基準で運用されている制度であることから、県の判断で直ちに拡大することはできませんが、具体的にどのようなものが必要なか話を聞きながら、今後国の制度動向を注視しつつ、国への要望について、検討して参ります。</p> <p>【障がい福祉課】</p> <p>現在国において「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」が検討されています。</p> <p>その結果を踏まえ、しまね難病相談・支援センターの今後のあり方、また障がい福祉施策との連携を図りながら検討していきたいと考えています。【健康推進課】</p>	<p>「難病の患者に対する医療等の総合的な推進を図るための基本的な方針」がH27.9に国より示されました。しかし、難病相談センターのあり方等の具体的な指針については、H28年度国のモデル事業が実施された後に示される予定です。今後も国の動向を注視しつつ、しまね難病相談・支援センターのあり方等、障がい福祉施策との連携を図りながら検討していきたいと考えています。【健康推進課】</p> <p>公聴会時の回答と同じ【障がい福祉課】</p>	健康推進課 障がい福祉課	日本ALS協会島根県支部（当日欠席）	8月4日

平成27年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
6	松江	04 高齢者施策	03 認知症施策		<p>認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、7つの柱に沿って施策を総合的に推進していくこととされ、当面2017（平成29）年度末を目標設定年度として取り組まれています。 7つの柱のうち、3項目にかかる以下の状況についてお聞かせ下さい。</p> <p>1. 認知症への理解を深めるための普及啓発の推進 ①県では、従来から認知症サポーターの養成講座などの啓発活動が行われており、今後も引き続き継続していただきたいですが、依然として認知症に対する偏見が根強い、病気を隠そうとして症状を進ませてしまう人達があることも事実です。 最近ではマスコミでも取り上げられる機会が増え、認知症という言葉を知ることが増えましたが、認知症は誰もが当事者になる可能性がある病気です。 県でも認知症に対する知識が県民に行きわたるよう、例えば、全戸配布の広報誌などで継続的に情報提供することを検討していただきたい。 ②（公社）認知症の人と家族の会島根県支部が、県から受託している認知症コールセンターは、発足から5年になります。 周知のためのチラシの配布等は行っていますが、利用数が低迷しています。県においても機会を捉えて、コールセンターの存在をPRしていただくようお願いいたします。</p> <p>2. 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供 認知症のできるだけ早い段階からの支援を行うため、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置が考えられています。 県の「高齢者介護予防推進事業」の中に記載がありますが、県の計画はどうなっていますか。平成29年までの計画についてお聞かせ下さい。</p> <p>3. 若年性認知症施策の強化 ①県の「認知症施策推進事業」の中に、若年性認知症対策事業がありますが、その内容をお聞かせ下さい。 ②県内の若年性認知症の最新の患者数は把握されていますか。 対策を進めるためには患者数など、その実態を把握することが必要だと思いますが、その状況をお聞かせ下さい。</p>	<p>●1の①について ・認知症についての普及啓発はきわめて重要です。全戸配布の県政広報誌「フォトしまね」など県の広報媒体を活用するとともに、報道機関への資料提供などを通じて、啓発活動に取り組んでいきたいと考えています。 ・島根県認知症施策検討委員会（県の認知症施策を検討する会議/7月16日開催）では、これまでの取組に加え、子どもや働き盛りの世代に対しての啓発について多くの意見が出されました。対象を絞り、対象に合わせた内容の啓発をするなど効果的な啓発を検討したいと考えています。</p> <p>●1の②について ・認知症コールセンターへの相談の実施状況を市町村等と情報共有しながら、様々な機会を捉えて同センター相談窓口の周知を図っていきたくと考えています。</p> <p>●2について ・「認知症初期集中支援チーム」の設置と、「認知症地域支援推進員」の配置については、全市町村が平成29年度末までに終える必要があります。 ・初期集中支援チームの設置、地域支援推進員の配置に向けては、研修（県外）の受講が必要であり、県は受講料の補助を行います。 ・今年度、初期集中支援チームについては3市町（7人）、認知症地域支援推進員については8市町村（12人）が受講する予定です。 ・県としては、受講料の補助や、設置された市町村の先駆的取組を情報提供するなどして、設置が進むように働きかけたいと考えています。</p> <p>●3について ・65歳以下で発症する「若年性認知症」の患者数について県では把握していませんが、国の調査に基づく「有病率」をもとに推計した人数は約200人となっています。 ・若年性認知症の人への取組は十分とは言えず、大きな課題の一つです。 ・今後、県内外の先駆的取組について把握するとともに、何から取り組むか（実態の把握か？）も含め、島根県認知症施策検討委員会のご意見も伺いながら検討していきたくと考えています。</p>	<p>●1の①について ・全戸配布の県政広報誌「フォトしまね」の4月号に認知症カフェの記事を掲載する予定です。また、認知症サポーター養成講座の開催を呼びかけるチラシを健康推進課等、高齢者福祉課以外の部署と連携して配布し啓発を呼び掛ける予定です。 ・子どもに対する啓発を進めるために、県教育委員会と協議を進める予定です。</p> <p>●1の②について ・市町村認知症担当者会議（3月15日開催）において、認知症コールセンターの相談員から直接活動状況を報告してもらいました。今後も様々な機会を捉えて同センター相談窓口の周知を図っていく予定です。</p> <p>●2について ・設置のための検討会に参画する等、設置に向けた支援を行いました。（2月19日 於：雲南市） ・次年度も、受講料の補助や、設置された市町村の先駆的取組を情報提供するなどして、設置が進むように働きかけていく予定です。</p> <p>●3について ・島根県認知症施策検討委員会で検討しました。（2月4日）若年性認知症コーディネーターの配置に向けて準備を進める予定です。</p>	高齢者福祉課	認知症の人と家族の会島根県支部松江地区会	8月4日
7	松江	08 その他（共通）	03 その他	松江市が中核市に移行する場合の、医療・福祉分野における影響と課題について	医療・福祉分野の各団体が、どのような事に留意しておくべきかを、参考までにお伺いいたします。	<p>・県から松江市に、全体では1,600の事務が移譲され、このうち健康福祉部の所管では、福祉行政が340、保健衛生行政が810の計1,150の事務が移譲されます。 ・メリットとしては、例えば身体障害者手帳の交付や、医療分野での手続きなどの一元処理により、処理の迅速化や窓口の一本化による市民のサービス向上だけでなく、医療・福祉分野の様々な団体と松江市との連携が強化されると考えています。</p>	状況の大きな変化はなし	健康福祉総務課	松江圏域老人福祉施設協議会	8月4日
8	松江	06 障がい施策	02 精神保健	精神障がい者の就労などについて	<p>精神障がい者の中でも、（普通）一般の人とあまり変わらないように働いている人もあるが、それは一部の人の人だと思ふ。 安来市でも、年に何回か就労についての会合があるけど、私の息子が働ける状態ではないので（意欲がない？）、気はひけるけど、何とかデイケアへでも行くので、いいかなと思つてはいる。 親もだんだん年を取っていくので、心配しているけど…（あまりクヨクヨしないようにしているつもりだけど…）</p>	<p>精神障がいの方が就労されるにあたっては、ご本人の病気の状態や働くことへの意欲、受け入れる会社等の障がいに対する理解やサポート体制など、いくつかの条件があります。 しかし、現実にはこのような条件が一致せず就職に結びつかないこともあります。ご家族としては心配しておられると思います。悩ましく受け止めておられることであろうかとお察しします。 一方、「働く」という体験自体がリハビリテーションにつながるという考え方もあります。就労継続支援等のサービスをご利用いただくことも選択の一つではないかと考えます。 ご本人が意欲を持って働いていただくための相談をすることも必要な場合もあるので、病院の相談窓口や相談支援事業所、地域活動支援センターなどのスタッフにご相談いただきたい。</p>	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	やすぎ地域家族会	8月4日

平成27年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
9	松江	06 障がい施策	02 精神保健 03 障がい者支援	1. 厚生労働省の病床削減報告について 2. 障がい者差別解消条例について	1. 昨年、厚生労働省検討会の報告書案として、病床を削減すると記載されていたが、島根県としては現在どんな状態でどんな方策を考えているのですか？ 退院し、家庭で生活するのも難しい人もあるので、慎重に検討していただきたい。 対応策としてグループホームへ、との考えもあるが、現在、精神障がい者が入れるところは少ないので増設等考えて下さい。 2. 現在、松江市で条例を策定しておられますが、島根県としては、具体的な計画はあるのですか。	1. 病床削減について このたびの病床数の試算は一般病床と療養病床の必要なベッド数の見込みであり、精神病床は対象外となっています。 しかしながら、精神病床数はこの10年間で約330床が減少しています。その背景としては、病院の移転に伴う病床の減少や精神科病棟の閉鎖などがあります。 一方で、入院生活から地域で自立した生活ができるようにすることが望まれており、退院促進にむけた取り組みを進めています。退院して地域で生活するためには、生活訓練や就労訓練などのサービスも組み合わせることで活用していただくことが必要であることから、相談支援事業所や地域活動支援センターなどへご相談ください。 グループホームについては、退院後にその人の生活能力を高めていくための有効な資源であり、市町村の必要数の見込みを取りまとめた第4期島根県障がい福祉計画に基づき計画的に整備を行いたいと考えております。 さらに、そのために必要な予算の確保については、国へ要望をしているところです。 2. 障がい者差別解消条例について 県では、条例制定に関する具体的な計画や統一見解はありません。 しかし、来年4月からの障害者差別解消法の施行により、差別の禁止はもとより、合理的配慮の提供も義務付けられるため、県としてしっかり対応できる体制を作りたいと考えています。 県民の皆様が障がいについての理解を深めてもらうことが大切であり、新聞やラジオ、ホームページなどによる広報、講演会等の開催、あいサポート運動（障がいのことを理解してもらい気軽に障がい者の手助けができるような人を増やす運動）の一層の推進などに取り組みたいと考えています。	公聴会時の回答に同じ	障がい福祉課	松江地区精神障がい者家族会連絡協議会	8月4日

平成27年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
10	松江	06 障がい者施策	03 障がい者支援 01 自立支援関係	あいサポート運動のメッセンジャーとして ①障がい者虐待防止について ②ひきこもり等の就労問題について お聞きしたいです。	①今回、他県で障がい者の虐待問題がありました。島根県としてはどのような取り組みをしておられるのか、お聞きしたいです。 島根県では、第三者委員会がありますが、「事が起きてから」動いておられますが、「事が起きる前」という対策を考えておられるのかお聞きしたいです。 ②ひきこもり等の方の就労のお手伝いもしていますが、県、市の行政とのつながりが、もっとあっても良いと思います。 「ひきこもりの方々の受け皿が、どこにあるのかわからない」と言うのが難点だと思います。 間口を大きく開けて受け入れて下さる機関を、明確にして欲しいです。	①障がい者虐待については、平成24年の障害者虐待防止法施行以後、虐待の未然防止及び早期発見や、迅速かつ適切に対応する体制の構築に向けた取り組みを行っています。 なお、個々の障がい者虐待の対応窓口は、各市町村に設置されている障害者虐待防止センターとなっています。 (主な取組内容) ・市町村及び事業者を対象とした研修の実施 ・市町村等の虐待防止に係る意識啓発や組織づくり等の支援のため、弁護士・社会福祉士で構成する障がい者虐待対応専門職チームを派遣 ・事業者に対する実地指導時に虐待防止の取り組みを確認 ・予防という観点から県民広報等による啓発の推進  公正・中立な第三者機関である県社協の島根県運営適正化委員会は、利用者が事業者や言にくい苦情を受け付け、それをもとに両者の調整を行い問題を解決する組織です。この苦情の中に、虐待の可能性のある事案があれば、連携して迅速に対応できるようにお互いに確認しています。  ②県では、平成25年度に、民生・児童委員の協力によりひきこもりに関する実態調査を行い、必要な支援策として、支援・相談窓口の周知との意見が多かったことから、相談しやすい体制の構築を進めています。 まず、全市町村にひきこもり者を対象とした総合相談窓口の早期設置を呼びかけ、平成26年度末までに、全ての市町村に窓口が設置されました。 加えて、ご本人やご家族への相談・支援を行うための中核組織として、本年4月に、「島根県ひきこもり支援センター」を県立心と体の相談センター内に設置し、職員も増員しました。 また、ひきこもり支援に係る分野は、教育、福祉、保健、医療、雇用等の多岐に及ぶことから、関係機関と連携して総合的な支援を進めるため、新たに「島根県ひきこもり支援連絡協議会」を設立しました。 これは既存の「島根県子ども・若者支援地域協議会」と構成機関を同一として、密接な連携体制を取ることとしています。第三者機関とはならないまでも、いろいろな関係者のご意見をうかがう場となると考えています。 子ども・若者関係では、現在、県内8市町に設置された総合相談窓口を中心に相談・支援にあたっています。さらに、今年度からはこのうち松江、出雲、浜田、益田の4カ所の相談センターが中核となって、近隣市町村と連携して、支援にあたる圏域ネットワークの構築も進めることとしています。 また、ひきこもりは将来の経済的な困窮につながるおそれがあることから、県内すべての市町村におかれた「生活困窮者自立支援制度」の窓口でもご相談に応じており、本人の意思を尊重しながら自立に向けた支援を行っています。 ひきこもり支援は、家族支援から本人への支援へ、さらに集団との交わり、社会参加から就労し、自立するというように段階的に進めていくことが重要です。その段階や状況に応じて、様々な支援機関が連携して適切な支援を行う必要がありますので、今後各圏域におけるネットワーク体制の構築も図り、支援に努めていきたいと考えております。 ご協力をお願いします。	①公聴会時の回答と同じ ②「島根県ひきこもり支援センター」主催により、各圏域において、ひきこもり支援圏域ネットワーク会議及び研修会を実施中です。(平成28年1月～3月)	障がい福祉課	障がい児(者)福祉支援サポートの会	8月4日

平成27年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
11	圏域 松江	05 児童・ 家庭施策	03 里親制 度	家庭的養護促進事業	<p>(1)普及啓発活動について 普及啓発活動には、里親会の力不足を補ってもらいたいと、昨年の公聴会においてお願いを提案させていただきましたが、いくつかの応援もあって、成果は少しずつですが、前に進めることができました。 また、県の広聴広報課により、里親を知ってもらうテレビ番組「もっと知って里親」が8月19日放映予定で、今後1年間YouTubeで動画配信されます。 有り難いことと感謝しています。どうぞご覧になって下さい。 一般の方を対象にした「おはなしサロン」は、昨年10月26日、県立図書館にて開催し、里親や、施設、行政職員と共に、一般の方20名と合わせて計40名の参加でした。 里親の体験談は、一般の方だけでなく、施設、行政職員にも真新しい話として受け止められたようです。 そして、「おはなしサロン」は今年度も予定しています。こうした外に向けた活動は、隣の鳥取県の進んだ活動を参考にし、行政の後押しを得て、できることから始めていますが、そのひとつに「出前講座」の方法があります。 職場の人権研修、町内会地域や公民館活動の小さな集まりにでも、声が掛ければ里親がはかして行って、自分たちの体験（養育体験・里親になったいきさつなど）を聞いて頂くというものです。 この6月には、市内の公民館館長会の定例会、その他数箇所、里親の体験と「出前講座」のお知らせを、僅かの時間でしたが、聞いて頂くことが出来ました。 普及活動の中でよく質問される項目があります。それは、「養子縁組や、長期の養育だけでなく、月に一日や二日でもいいのか、初めて聞いた。」という内容です。 養育里親や養子縁組だけでなく、短期間や、夏休み、年末年始などでも預かる「家庭生活体験」という事業もあり、誰でも登録できますという制度の説明をした時のことです。 どちらにしても、相当数の要保護児童を受け入れる里親は、児童の2倍、3倍、或いはそれ以上の登録が必要になります。 「出前講座」のお知らせが、市民に幅広く伝わることを、今後の課題として、いい知恵を出し合いたいものです。</p> <p>(2)相互支援活動について 里親が増えるのは、子供の利益にとって、とても有益なことではありますが、それに伴い里親の心のケアはより重要で、里親がグチをこぼし合う場はなくてはならないものとなります。 特に、専門的な支援を必要としますので、里親が増えてからではなく、今のうちに相談支援員の養成を視野に入れて欲しいものです。 人事による他の部署からの移動の場合、里親は勿論のこと、担当職員にも起こる戸惑いは少なくない傾向があります。 思うに、職員研修などで里親会の活動に携わり、「出前講座」やサロンへの参加を重ねていけば、その分だけ経験は貯えられるし、里親を広く知ってもらうことにも繋がることでしょう。 或いは、経験豊富な里親に委託するという方法もあるでしょうが、 里親だけが悩むことなく、里親相談支援員、児相職員の連携した作業は欠かせないものですし、子どもの利益を護るこの動きは、実際に知ってもらいたい影響として、将来的にも必要だと思えます。 家庭的養護促進のために、また一肌脱いでもらえたら幸いに存じます。</p>	<p>(1) 鳥根県では、県民の方々に県政への理解を深めていただくとともに、ご意見を今後の施策立案や制度改善に反映させることを目的として、要望に応じて県職員が直接出向いて、お話や意見交換を行う「しまね出前講座」を実施しています。 テーマは、県が力を入れて取り組んでいる施策や医療・福祉、教育、産業など暮らしに身近なものまで種々ありますが、この中に「里親制度について」の講座もあります。出前講座については、県のホームページから申し込めるようになっていきます。 この講座で、里親の体験発表をしていただくこともできるのではないかと考えます。 また、里親制度の普及啓発や新規里親登録者の開拓を積極的に行うため、今年度から鳥根県里親会に里親支援機関事業を委託することいたしました。里親の養育体験に関する講演会や里親制度説明会の開催など通して里親制度の広報活動に取り組みます。  (2) 今年度から、鳥根県里親会に里親委託等推進員を配置し里親支援を行っています。また、児童養護施設等に里親支援専門相談員が配置されるよう働きかけていきます。 職員の里親制度への理解を深めるため、今年度は、健康福祉部の職員研修で里親について取り上げることとしました。</p>	<p>(1) 健康福祉部の職場を対象に里親制度について研修会を行いました。引き続き「しまね出前講座」などを通じて、里親制度への理解が深まるよう普及啓発活動に取り組んでいきます。  (2) 里親委託等推進委員会を開催し、県と児童養護施設等が共同して里親委託を推進するための検討を行いました。引き続き、鳥根県里親会に里親委託等推進員を配置し里親支援を行うとともに、児童養護施設等に里親支援専門相談員が配置されるよう働きかけていきます。</p>	青少年家庭課	松江地区里親会	8月4日

平成27年度健康福祉部圏域別地域公聴会意見・回答

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問	公聴会回答	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
12	松江	05 児童・家庭施策	01 少子化対策・子育て支援		<p>本年3月、県の「ひまわり」が発足したが、我々は、民間（社団法人）として、「ひまわり」がカバーできていない夜間（夕方6時から10時・週3回）に、ボランティアの支援員が電話相談を実施するとともに、医師の診療、「さひめ弁護士相談」、医師・臨床心理士のカウンセリングにつなげている。</p> <p>1. 相談件数は少しずつ増えているが、特徴のひとつは、過去の幼少期・思春期の子どもの虐待の後遺症（PTSD、うつ等）で苦しんでいる成人の相談であり、これらについては、県行政としても、総合的な救済・支援システムの構築等が必要であり、性暴力被害者の未然防止の取り組みとともに、政策化が図られるべきと考える。</p> <p>2. 未成年者の性被害について、学校や地域において、認識・理解が十分ではなく、対応にも不十分・不適切と考えられるケースもあった。 学校（管理職、養護教員、スクールカウンセラー等）、教育委員会等で、対応マニュアルやネットワークづくりが必要であると考えます。</p> <p>3. 現在、「さひめ」は、夜間の電話の場所や事務所等を、善意により借り受け、運営費も民間の寄付や会費等と、メンバーの熱意で維持している。 そして、前述の通り、実質的には「ひまわり」のできない時間帯をカバーし、メンバーも医師、弁護士、臨床心理士等の相談経験豊富な専門職を中心として構成されている。 この点からしても、「さひめ」は事業の継続性には不安がなく、県の「たんぼぼ」やその他の施策との連携を積極的に進めるのが望ましく、一方、運営維持に相当な費用も要していることから、県として、「さひめ」に経済的支援や何らかの物的支援が出来ないのかを、再度、ご検討いただきたい。 相互が連携していくことにより、なによりも被害者にとって、より有効な支援・救済となると考えているので、改めて要望いたします。</p>	<p>「さひめ」は島根県で性暴力被害者のワンストップ支援の先駆けであり、関係者の皆様の並々な努力と熱意に敬意を表します。</p> <p>1. 性暴力被害者は、急性期のみならずその後も長年に渡って苦しみを抱えておられ、幼少期や思春期に受けた性暴力が、成人になってなお心身に悪影響を及ぼすことも多いと思います。 被害者の方本人が必要だと思われるときに、相談機関や支援機関につなげることが大切であり、相談窓口の周知を図るとともに、後遺症に悩む方からのご相談があった場合には、ご本人の意思を尊重しながら、精神や心理の専門機関に繋ぐなど、関係機関と連携することで支援を行っていきたいと考えています。</p> <p>2. 性被害については、年齢や地域に関係なく起きることから、被害者が安心して学校生活等続けられるためには、学校や地域の理解も必要だと認識しています。 学校関係者の理解促進については、主には教育委員会の中でとりくみになるので、ご意見については伝えます。 学校等から要望があれば、出前講座の実施など協力していきたく考えています。</p> <p>3. 性暴力被害者の方たちが、必要なときに必要な支援を受けられるためには、一つの機関だけでは限界があるため、関係機関が役割分担しながら、できることを適切に確実に実施していくことが重要だと考えています。 「たんぼぼ」も、医療や司法、心理など各分野の専門機関から協力を得て、支援体制を組んでいます。 「さひめ」さんへの支援については、別途、よくお話をお聞きしながら、その必要性も含めて今後検討していきたく考えています。 「さひめ」さんと「たんぼぼ」も、お互いが強みを生かしながら連携することで、被害者のより良い支援につながると考えています。広報や研修なども協力、連携してやっていきたいので今後ともよろしく願います。</p>	<p>1. 男女がお互いに尊重し合う事が性被害の未然防止となるよう、県内の高校生にデートDV予防啓発パンフレットを配布しました。また有害図書対策も実施しました。相談者のニーズに応じて適切な支援が提供できるよう引き続き相談窓口の周知、相談員の研修実施による対応能力向上、関係機関との連携に取り組んでいきます。</p> <p>2. 教育委員会へ意見を伝え、デートDV予防教育等において協力していくこととしました。</p> <p>3. 「さひめ」との意見交換・協議を継続中です。「さひめ」と「たんぼぼ」とで連携可能な事例について、実現するための課題等について意見交換及び実施に向けた調整を行っています。</p>	青少年家庭課	しまね性暴力被害者支援センターさひめ	8月4日